

保健面に関すること(出席停止について)

次にあげる感染症にかかった場合は、お子様の健康回復と、他のお子様への感染予防のため「出席停止」の措置をとることになっています。(学校保健安全法第19条)
出席停止期間は、欠席扱いにはなりませんので、十分に療養してください。

第1種	エボラ出血熱　クリミア・コンゴ出血熱　痘瘡　南米出血熱　ペスト マールブルグ病　ラッサ熱　急性灰白髄炎(ポリオ)　ジフテリア 重症急性呼吸器症候群　等
第2種	インフルエンザ　百日咳　麻しん　流行性耳下腺炎　風しん　水痘 咽頭結膜熱　結核　髄膜炎菌性髄膜炎　新型コロナウイルス感染症
第3種	コレラ　細菌性赤痢　腸管出血性大腸菌感染症　腸チフス　パラチフス　流行性角結膜炎　急性出血性結膜炎 <その他の感染症>※学校によって異なる場合があります 溶連菌感染症　感染性胃腸炎　マイコプラズマ感染症　等

<療養後、再び登校する際には・・・>

○出席停止該当の疾病 (コロナ・インフルエンザを除く)	病院で記入していただいた「治癒証明書」が必要です。様式は学校が準備いたしますので、ご連絡をお願いします。但し、新見中央病院の小児科を受診した場合は病院から出していただけます。また、他市へ受診した場合は、証明書に料金がかかる病院がありますのでご了承ください。
○新型コロナウイルス感染症	「治癒証明書」は必要ありません。医師の指示に従ってください。
○インフルエンザ	学校から「罹患報告書」をお渡ししますので、保護者が記入し、持参させてください。HPからもダウンロードできますので、印刷してご利用ください。

診断を受けた際、主治医に出席停止かどうかを確認していただくと確実です。
また、検査結果がすぐにでない場合も、結果待ち期間についての取扱いを医師に確認していただくと助かります。

